

任意継続被保険者について

平成28年9月29日
健康保険組合連合会

データの概要

1. データ収集期間：平成28年5～6月

2. データ年度：平成22～25年度

3. 対象組合：94組合

※ 業態については「日本産業分類」（総務省）の29分類のうち27業態の健保組合を対象
また、健保組合の規模(加入者数)の大中小を考慮して対象組合を設定

※ 集計項目によっては81組合、又は93組合にて集計

4. 主な調査内容

- (1) 任意継続被保険者数及びその被扶養者数（任継加入者）
- (2) 任意継続被保険者の年齢構成、加入期間
- (3) 任継加入者にかかる収支（保険料収入と法定給付費及び拠出金）

5. 調査対象組合の被保険者及び被扶養者数

	被保険者及びその被扶養者数（人）				
	被保険者	被扶養者	計	健保組合全体に占める割合	【参考】1組合当たり
平成22年度	4,688,993	3,628,015	8,317,008	28.0%	88,479
平成23年度	4,752,201	3,663,688	8,415,889	28.5%	89,531
平成24年度	4,830,721	3,688,749	8,519,470	28.9%	90,633
平成25年度	4,873,448	3,675,047	8,548,495	29.1%	90,941

※ 全国の健康保険組合の平均被保険者数及び被扶養者数は約2万人。

任継加入者の人数と割合

- 調査対象組合における任継加入者数は約14万人で、加入者に占める割合は1.6%程度となっている。

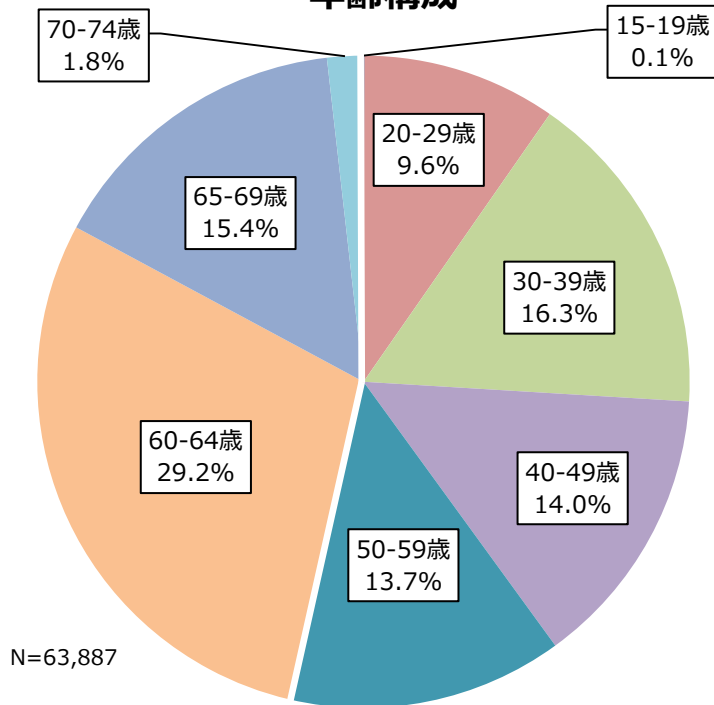
	任継被保険者及びその被扶養者数（人）						【参考】 1組合当たり 任継加入者数
	任継 被保険者	調査対象組合 の被保険者に 占める割合	被扶養者	調査対象組合 の被扶養者に 占める割合	計	調査対象組合 に占める割合	
平成22年度	87,531	1.9%	69,503	1.9%	157,034	1.9%	1,671
平成23年度	77,022	1.6%	61,441	1.7%	138,463	1.6%	1,473
平成24年度	78,633	1.6%	63,750	1.7%	142,383	1.7%	1,515
平成25年度	77,877	1.6%	63,088	1.7%	140,965	1.6%	1,500

※94組合にて集計

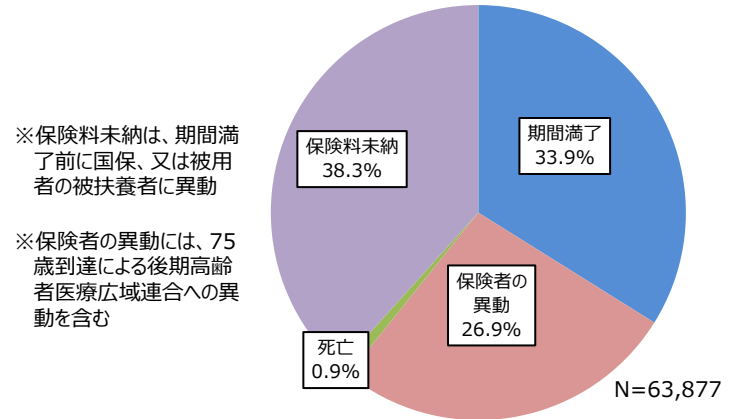
任意継続被保険者の年齢構成

- 平成25年度の任継資格取得者の年齢構成をみると、60歳以上の者が全体の5割弱を占めており、60歳以上の約6割が2年間の期間を満了している。また、60歳未満の平均任継加入期間は9.1ヶ月、一方、60歳以上は18.9ヶ月となっている

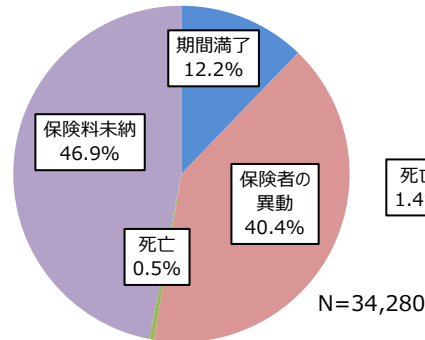
平成25年度の任継資格取得者の年齢構成



平成25年度の任継資格取得者の資格喪失理由

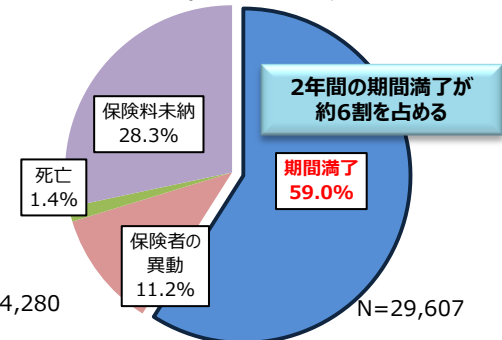


平成25年度の60歳未満の任継資格取得者の資格喪失理由



平均任継加入期間：9.1カ月

平成25年度の60歳以上の任継資格取得者の資格喪失理由



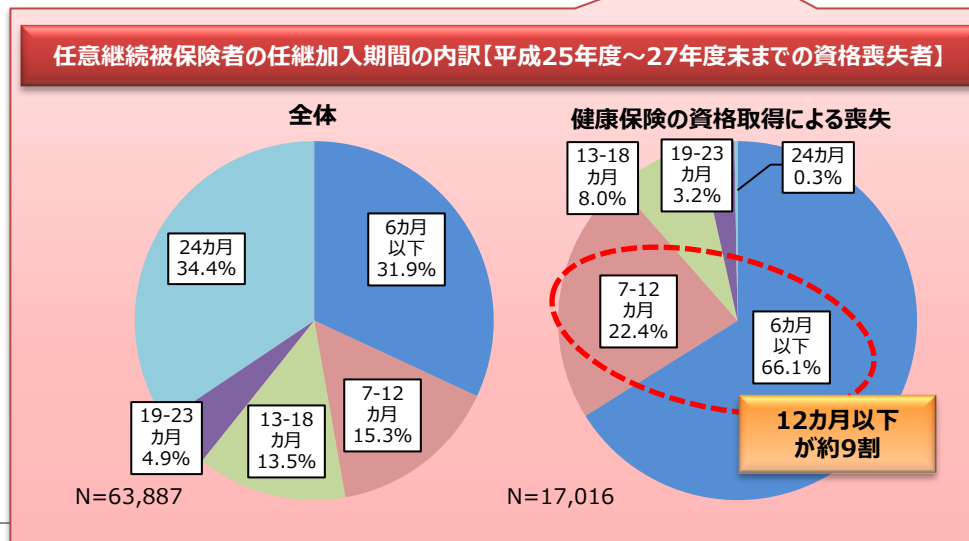
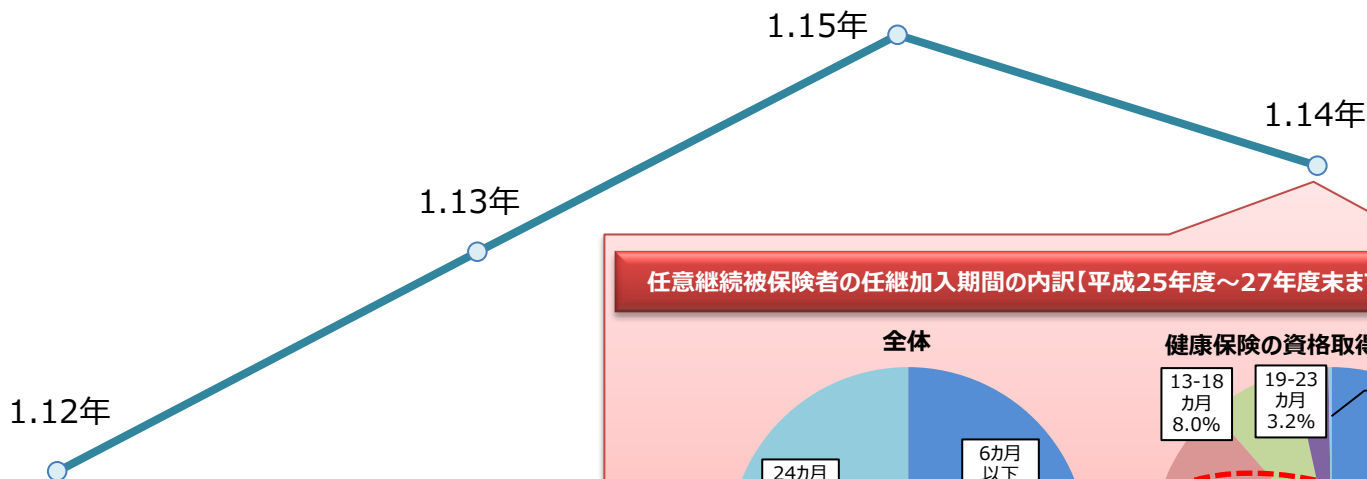
平均任継加入期間：18.9カ月

	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
任継資格取得者(人)	32	6,152	10,403	8,964	8,729	18,650	9,811	1,146

※94組合にて集計

任意継続被保険者の平均加入期間の推移

- 任意継続被保険者の平均任継加入期間は平成25年度の任継資格取得者で約1.1年間(13.6ヶ月)となっている。
- 任継加入期間の内訳をみると、34.4%の者が2年間を満了している。次いで6カ月以下の者が31.9%となっている。
- 健康保険の資格取得（他の保険者に参加）による資格喪失については、6カ月以下が最も多く66.1%。12カ月以下の者と合すると、約9割が1年以内に任意継続被保険者の資格を喪失している。



平成22年度

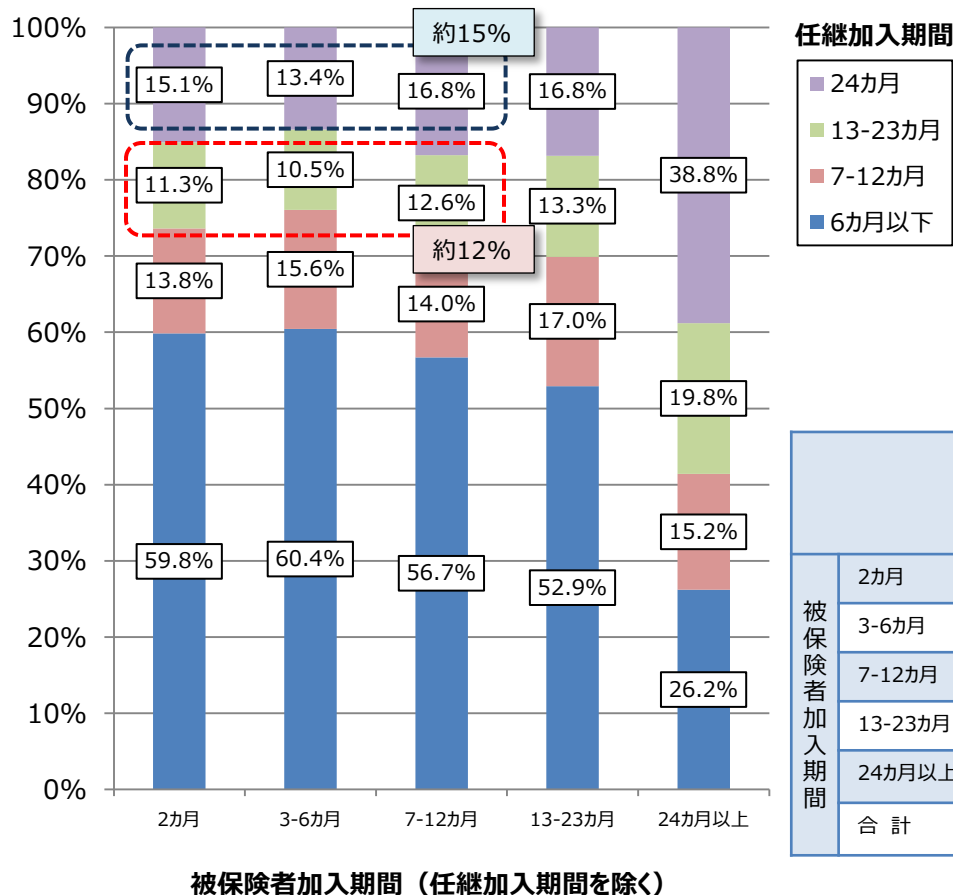
平成23年度

平成24年度

平成25年度

被保険者加入期間別にみた任意継続被保険者の任継加入期間

- 平成25年度の任継資格取得者の被保険者加入期間（任継加入期間を除く）別に、任継加入期間の構成をみると、被保険者加入期間が2年以上の者では、38.8%が2年間を満了している。
- 被保険者期間が1年以下で任継の資格を取得している者は約11%（6万3530人中7,209人）。そのうち、任継期間が1年以下の者は約73%、1年超2年未満の者は約12%、2年間の者は約15%となっている。

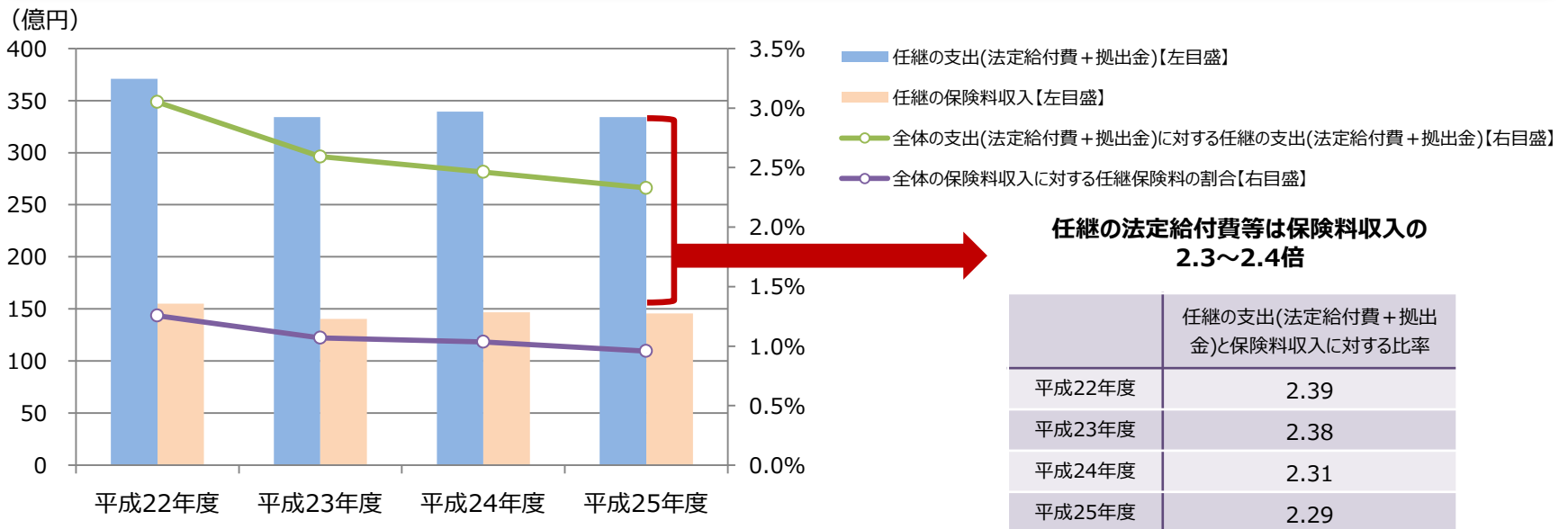


(単位：人)

		任継加入期間				合計
		6カ月以下	7-12カ月	13-23カ月	24カ月	
被 保 険 者 加 入 期 間	2カ月	143	33	27	36	239
	3-6カ月	1,944	502	339	431	3,216
	7-12カ月	2,129	524	472	629	3,754
	13-23カ月	2,476	793	621	787	4,677
	24カ月以上	13,528	7,853	10,229	20,034	51,644
合計		20,220	9,705	11,688	21,917	63,530

任継加入者の保険料、法定給付費及び拠出金（全体）

- 任意継続被保険者の保険料収入と任継加入者の法定給付費及び拠出金を比較すると、法定給付費及び拠出金が保険料収入の2.3～2.4倍となっており、任意継続被保険者以外の保険料負担増につながっている。



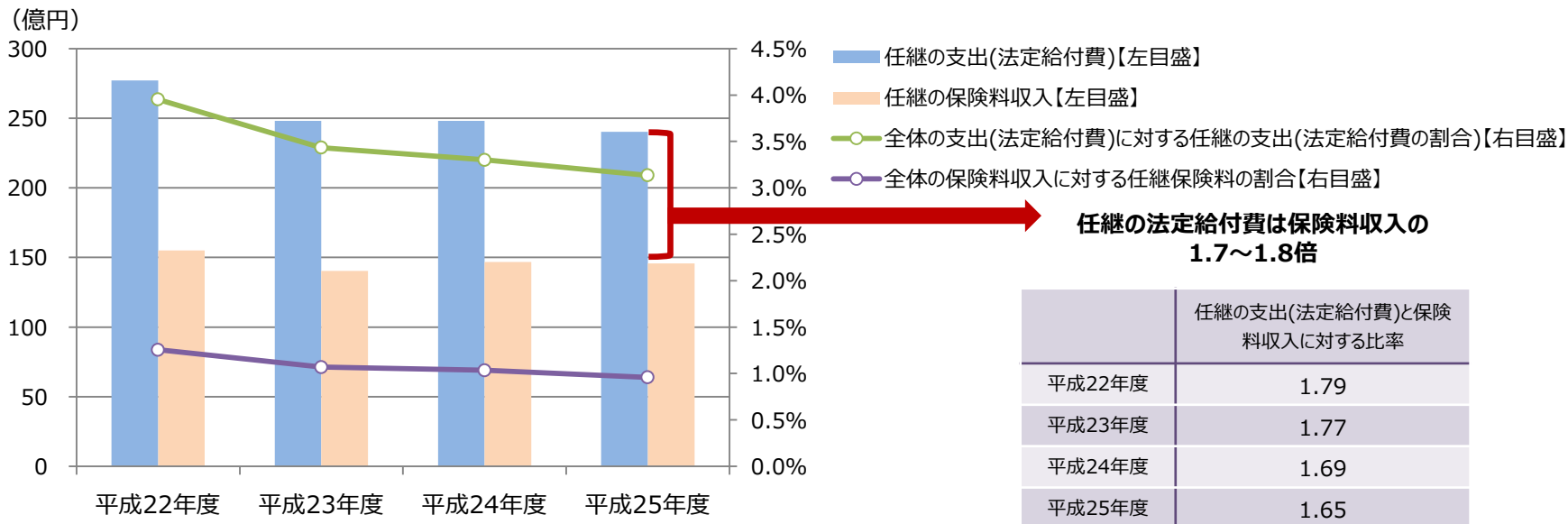
	全被保険者の 保険料収入(円) ①	任継被保険者の 保険料収入(円) ②	保険料収入(全体)に占 める任継保険料の割合 ②÷①	全加入者の支出 (法定給付費+拠出金) (円) ③	任継加入者の支出 (法定給付費+拠出金) (円) ④	全体の支出(法定給付費 +拠出金)に対する任継 の支出(法定給付費+拠 出金)の割合 ④÷③
平成22年度	1,235,498,271,000	15,507,987,294	1.26%	1,215,486,501,000	37,079,839,869	3.05%
平成23年度	1,312,209,062,000	14,031,958,626	1.07%	1,289,033,943,000	33,407,694,888	2.59%
平成24年度	1,418,000,507,000	14,681,155,180	1.04%	1,377,844,808,000	33,932,543,640	2.46%
平成25年度	1,519,845,764,000	14,570,140,146	0.96%	1,435,060,411,000	33,411,076,252	2.33%

※81組合にて集計

※任継被保険者の拠出金負担は、被保険者数に占める任継被保険者数の割合をもとに推計

任継加入者の保険料、法定給付費（全体）

- 任意継続被保険者の保険料収入と任継加入者の法定給付費を比較すると、法定給付費が保険料収入の1.7～1.8倍となっており、法定給付費さえも賄えない水準。

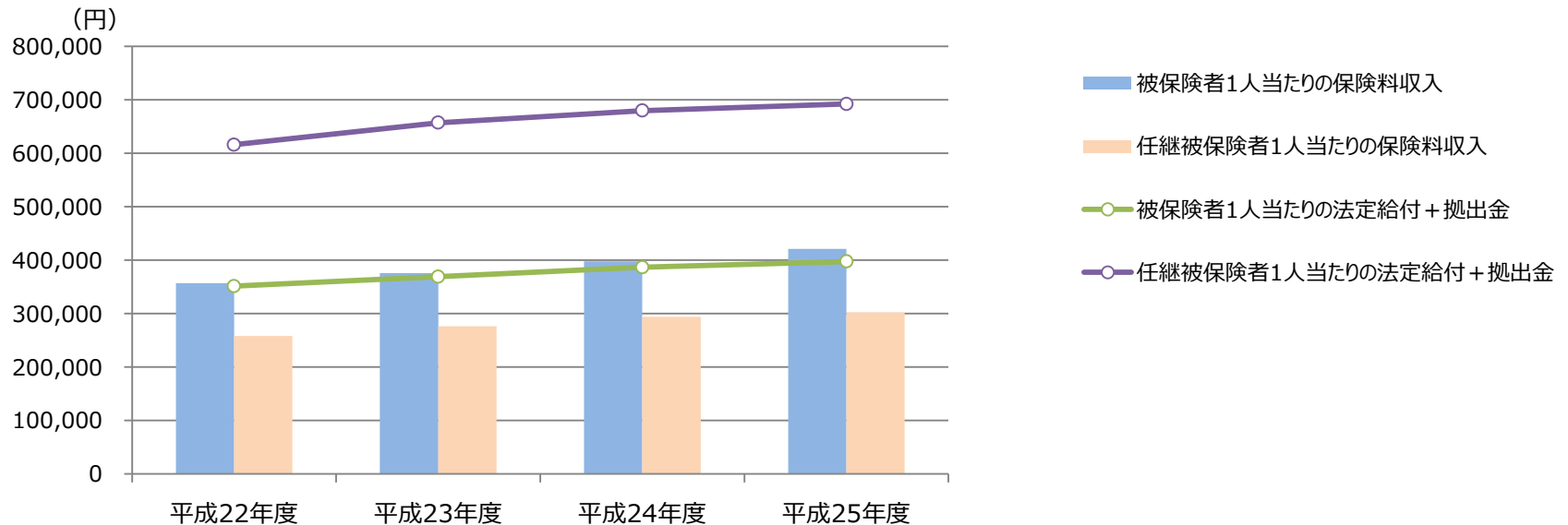


	全被保険者の 保険料収入(円) ①	任継被保険者の 保険料収入(円) ②	保険料収入(全体)に占 める任継保険料の割合 ②÷①	全加入者の支出 (法定給付費)(円) ③	任継加入者の支出 (法定給付費)(円) ④	全体の支出(法定給付 費)に対する任継の支出 (法定給付費)の割合 ④÷③
平成22年度	1,235,498,271,000	15,507,987,294	1.26%	700,963,902,000	27,705,628,392	3.95%
平成23年度	1,312,209,062,000	14,031,958,626	1.07%	722,805,042,000	24,822,326,860	3.43%
平成24年度	1,418,000,507,000	14,681,155,180	1.04%	751,167,832,000	24,804,699,289	3.30%
平成25年度	1,519,845,764,000	14,570,140,146	0.96%	766,233,047,000	24,020,727,805	3.13%

※81組合にて集計

被保険者1人当たりの保険料、法定給付費及び拠出金

- 1人当たりの保険料収入を比較すると、任継被保険者の保険料収入は全被保険者の保険料収入の約7割にとどまっている。
- 1人当たり法定給付費及び拠出金については、任継被保険者は全被保険者に比べ、1.7倍程度と非常に高額になっている。
- 1人当たり任継被保険者の保険料収入は、その支出に対して大幅に不足している。



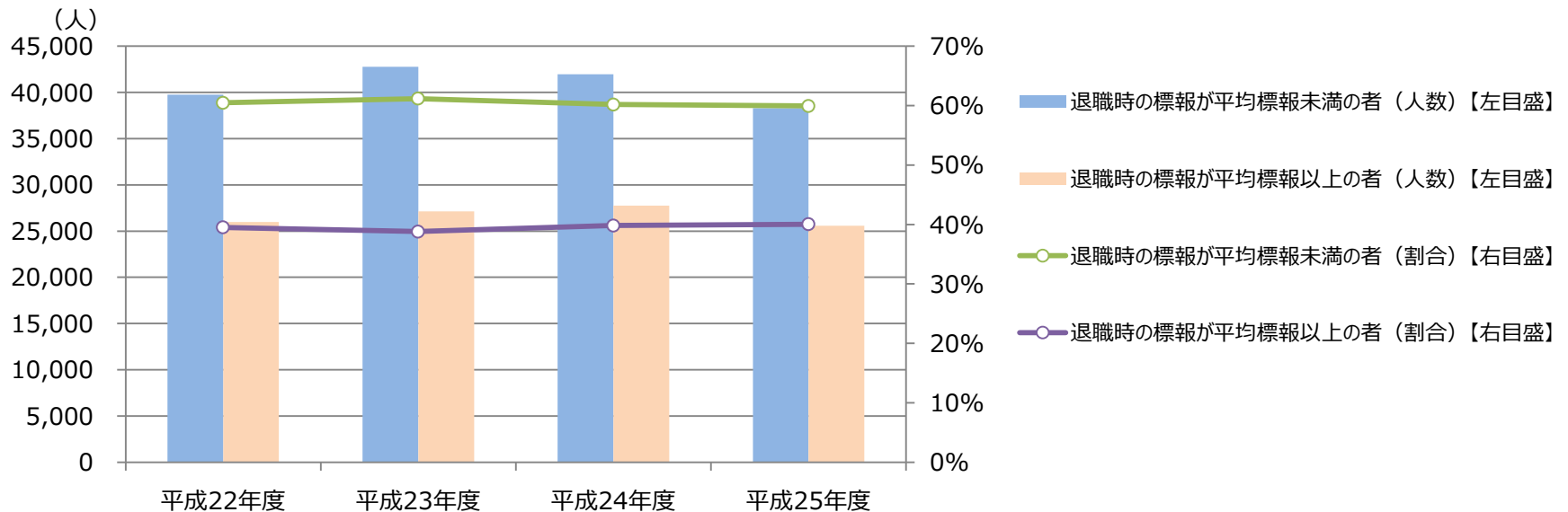
	被保険者1人当たりの 保険料収入(円) ①	任継被保険者1人当たりの 保険料収入(円) ②	比率 ②÷①	被保険者1人当たりの 法定給付費+拠出金(円) ③	任継被保険者1人当たりの 法定給付費+拠出金(円) ④	比率 ④÷③
平成22年度	357,081	257,695	0.722	351,297	616,152	1.754
平成23年度	375,464	276,090	0.735	368,832	657,323	1.782
平成24年度	397,844	294,118	0.739	386,577	679,794	1.758
平成25年度	420,991	301,966	0.717	397,506	692,444	1.742

※81組合にて集計

※任継被保険者1人当たり拠出金は、被保険者数に占める任継被保険者数の割合をもとに推計

任意継続被保険者の標準報酬月額状況

- 任継被保険者の1人当たり保険料収入は、全被保険者の約7割の水準（P 8）にとどまり、1人当たり標準報酬月額も全被保険者に比べて低い（P 10・参考1）。
- 任意継続被保険者の約4割が退職時よりも低い標準報酬月額で保険料算定されており、退職時よりも保険料収入が減少している。

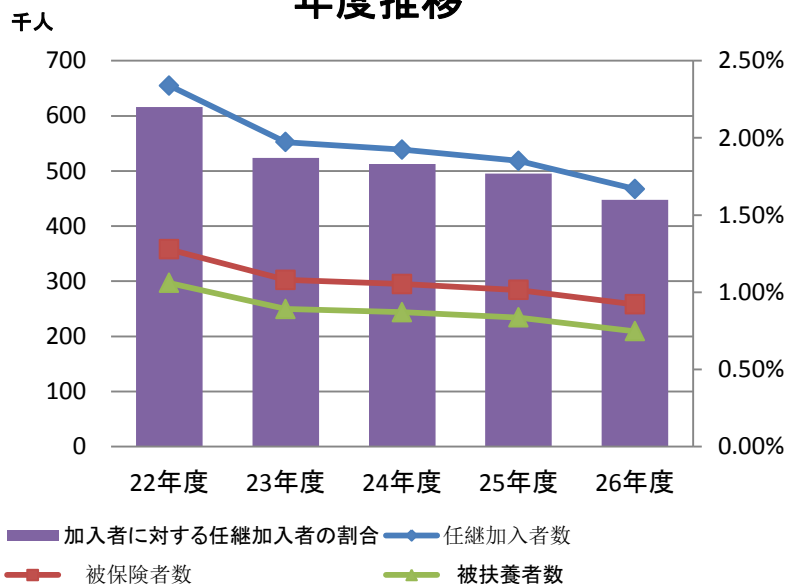


	退職時の標報が調査対象組合の平均標報未満の者		退職時の標報が調査対象組合の平均標報以上の者	
	人数	割合	人数	割合
平成22年度	39,770	60.5%	25,987	39.5%
平成23年度	42,771	61.2%	27,142	38.8%
平成24年度	41,970	60.2%	27,769	39.8%
平成25年度	38,301	60.0%	25,586	40.0%

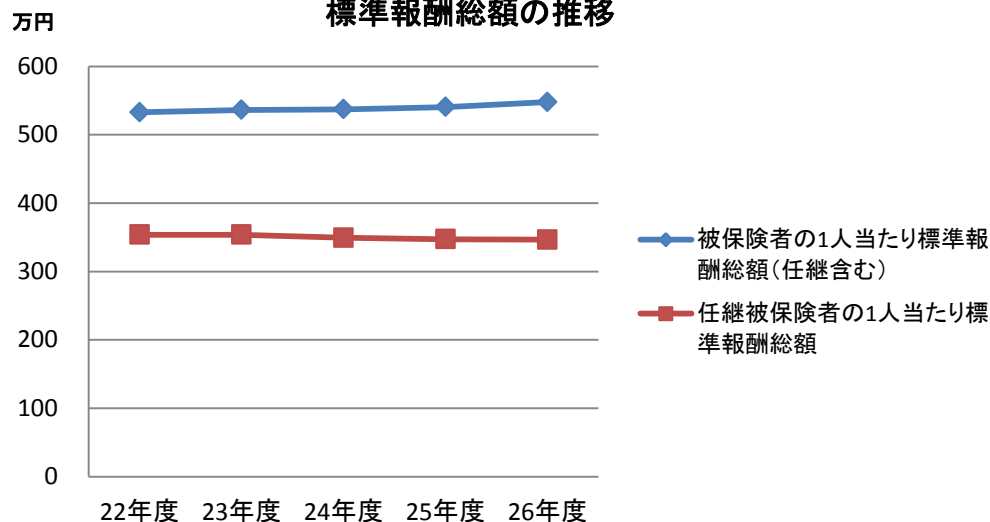
参考 1. 健保組合全体の任継被保険者の動向

○ 健保組合全体の任継被保険者数は減少傾向にある。また、任継被保険者の1人当たり標準報酬総額を被保険者と比べると約6割の水準にとどまる。

健保組合全体の任継加入者数の年度推移



健保組合全体の被保険者数及び任継被保険者の標準報酬総額の推移



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
任継加入者数	654,833	552,290	538,582	518,308	467,233
被保険者数	357,927	302,539	294,875	284,154	258,021
被扶養者数	296,906	249,751	243,707	234,155	209,212
加入者数(全健保組合)	29,702,508	29,517,417	29,449,160	29,289,308	29,223,795
加入者に対する任継加入者の割合	2.20%	1.87%	1.83%	1.77%	1.60%

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
被保険者の1人当たり標準報酬月額(任継含む)	361,253	362,484	363,879	365,300	367,752
被保険者の1人当たり標準報酬総額(任継含む)	5,326,982	5,362,017	5,371,013	5,406,081	5,478,216
任継被保険者の1人当たり標準報酬月額	294,835	294,866	291,182	289,266	288,722
任継被保険者の1人当たり標準報酬総額	3,538,017	3,538,390	3,494,181	3,471,192	3,464,664
1人当たり被保険者標準報酬総額に対する任継被保険者の1人当たり標準報酬総額との倍率	0.66	0.66	0.65	0.64	0.63

注1.) 任継被保険者の1人当たり標準報酬総額は任継標準報酬月額を基に推計(標準報酬月額×12) 注2.) 健康保険・船員保険事業状況報告(厚労省)参照

参考 2. 任意継続被保険者制度の概要

1. 趣旨

解雇等によりその資格を喪失した被保険者が、さらに他の事業主に雇用されること等により強制被保険者になるまでの期間、暫定的に健康保険の被保険者となる途を開き、その生活を保護するもの。

2. 加入資格

- ・資格喪失の日の前日まで継続して2カ月以上被保険者であったこと

※共済組合については、1年以上組合員であったことが必要

3. 資格喪失

- ・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ・死亡したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ・被用者保険、船員保険又は国保、後期高齢者医療の被保険者等となったとき

4. 保険料

- ・全額被保険者負担（事業主負担なし）
- ・退職時の標準報酬月額又は全被保険者の平均の標準報酬月額（健保組合にあっては、平均額の範囲内で規約で定めた額）のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担

任意継続被保険者制度に対する意見

1. 任意継続被保険者の継続加入期間の見直し

○ 現行の継続加入期間は2年間

- 転職等の際の短期間のつなぎとしての役割はあるものの、国民皆保険が確立された現行制度のもとでは、任継制度の必要性を含めて、そのあり方について改めて議論する必要がある。
- 当面は、転職等により他の被用者保険に異動するものの9割が1年以下の加入期間である実態（P. 4）を踏まえ、現行2年間の継続加入期間を1年程度に縮小すべきではないか。

2. 任継被保険者の加入要件の見直し

○ 現行の健康保険法では、任継被保険者の加入要件は2ヶ月以上被保険者であること

- 共済組合では1年以上の加入期間が要件とされている。また、短時間労働者の適用拡大では、勤務期間1年以上の見込みが要件とされていることなどを踏まえ、加入要件は1年以上とすべきではないか。

任意継続被保険者制度に対する意見

3. 任意継続被保険者の保険料の見直し

- 現行の保険料の設定方法は、資格喪失時の標準報酬月額又は全被保険者の平均の標準報酬月額（健保組合にあっては、平均額の範囲内で規約で定めた額）のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担
 - 任意継続被保険者の収支状況や標準報酬月額水準の実態を踏まえて、現行の保険料設定の方法を見直すべきではないか。
 - 具体的には、退職時の標準報酬月額をもとに保険料を設定することとしてはどうか。